

福島市公告第331号

福島市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び福島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、福島市人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

令和7年12月1日

福島市長 木幡 浩

[人事行政の運営等の状況について]

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、前年度における本市職員数や勤務時間、給与などのほか、職員の研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業に関する状況
- 6 職員の分限及び懲戒の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 11 公平委員会の業務の状況

公表の内容については、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。公表についてご意見等がございましたら担当課までお寄せください。

担当課 福島市役所総務部人事課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL：024(525)3703 FAX：024(535)1260

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

①職員の採用状況

令和6年10月1日付で、行政職4名、土木技師2名を競争試験により採用しました。

令和7年4月1日付で、行政職35名、土木技師6名、建築技師2名、電気技師1名、保健師3名、薬剤師1名、保育士9名、消防士11名、労務職4名を競争試験により採用しました。

②再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のために退職後改めて任用される職員です。

令和7年度は、短時間勤務職員76名を採用しました。

③会計年度任用職員の採用状況

会計年度任用職員とは、一般職の非常勤職員として採用される職員です。

令和7年度は、フルタイム勤務職員335名を採用しました。

④職員の退職の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
退職者数	22	12	48	82

※1 勸奨退職の対象者は、50歳以上59歳以下かつ勤続25年以上の要件を満たす職員です。

(2) 職員数に関する状況

①部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		R6	R7		
一般行政部門	議会	17	17	0	
	総務・企画	388	389	1	配置職員の見直し
	税務	106	106	0	
	民生	360	369	9	配置職員の見直し
	衛生	234	232	△2	組織改正
	労働	4	4	0	
	農林水産	74	73	△1	配置職員の見直し
	商工	46	47	1	配置職員の見直し
	土木	191	185	△6	組織改正
	小計	1,420	1,422	2	
政特別部門	教育	291	283	△8	配置職員の見直し
	消防	280	282	2	配置職員の見直し
	小計	571	565	△6	
公営企業等会計部門	水道	96	97	1	配置職員の見直し
	下水道	30	30	0	
	その他	83	81	△2	配置職員の見直し
	小計	209	208	△1	
合計		2,200	2,195	△5	

※1 地方公共団体定員管理調査における職員数を記載しています。

※2 定員管理上、国民健康保険事業、介護保険事業は、公営企業等会計部門（その他）に含まれます。

②職種別定員適正化目標に対する職員数（各年4月1日現在）

			一般行政	土木	消防士	保育士	保健師	その他	合計
職員数 (人)	R6（計画2年目）		1,132	193	279	113	78	405	2,200
	R7 (計画3年目)	実績	1,131	190	281	118	77	398	2,195
		(計画)	(1,132)	(201)	(282)	(120)	(77)	(409)	(2,221)
		前年比	△ 1	△ 3	2	5	△ 1	△ 7	△ 5

※計画数は第6次福島市定員適正化計画における当該年度の計画人数です。

2 職員の人事評価の状況

職員が自らその職務に対して目標設定・自己評価を行い、評価者（所属長等）がこれを評価することにより、職員の自主的な能力開発や、業務の改善等がより一層期待できるとともに、組織全体の能率・能力の向上、士気高揚を図り、さらなる市民サービスの向上につなげていくことを目的に、平成27年度に人事評価制度を導入しました。

人事評価をもとに被評価者と評価者で期末面談を行い、改善すべき点やさらに伸ばすべき点、業務遂行での留意点等について話し合い、人材育成と業務改善を図っています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

年度	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末勤勉手当	計 (B)	
令和6年	2,012人	7,916,785千円	1,322,089千円	3,229,871千円	12,468,745千円	6,197千円
令和7年	1,998人	8,084,510千円	1,363,504千円	3,410,608千円	12,858,622千円	6,435千円
前年比	△14人	167,725千円	41,415千円	180,737千円	389,877千円	238千円

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額と一般行政職の初任給（各年4月1日現在）

年度	区 分	平均年齢	平均給料 月 額	区 分	一般行政職の初任給	
					福島市	福島県
令和6年	一般行政職	40.6歳	322,100円	大学卒	207,100円	207,100円
	技能労務職	50.6歳	363,500円	高校卒	174,400円	174,400円
令和7年	一般行政職	40.6歳	332,000円	大学卒	230,300円	230,300円
	技能労務職	50.6歳	364,500円	高校卒	198,000円	198,000円
前年比	一般行政職	0.0歳	9,900円	大学卒	23,200円	23,200円
	技能労務職	0.0歳	1,000円	高校卒	23,600円	23,600円

(3) 職員の学歴別、経験年数別平均給料月額（各年4月1日現在）

年度	区 分		経 験 年 数		
			10年	15年	20年
令和6年	一般行政職	大 学 卒	283,500円	324,700円	372,800円
		高 校 卒	242,000円	273,300円	328,500円
	技能労務職	18～19歳	212,000円	—	270,400円
令和7年	一般行政職	大 学 卒	297,200円	322,400円	362,800円
		高 校 卒	260,900円	287,900円	319,000円
	技能労務職	18～19歳	—	—	276,500円
前年比	一般行政職	大 学 卒	13,700円	△2,300円	△10,000円
		高 校 卒	18,900円	14,600円	△9,500円
	技能労務職	18～19歳	—	—	6,100円

(4) 一般行政職の級別職員数（令和7年4月1日現在）

年度	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
令和7年	職員数(人)	168	198	330	264	135	78	32	18	1,223
	構成比(%)	13.7	16.2	27.0	21.6	11.0	6.4	2.6	1.5	100.0

(5) 会計年度任用職員給与の状況（一般会計当初予算）

年度	職員数(A)	給与費					一人当たり 給与費 (B/A)
		報酬	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
令和6年度	1,157 人	1,238,881 千円	769,708 千円	39,506 千円	700,492 千円	2,748,587 千円	2,376 千円
令和7年度	1,297 人	1,406,941 千円	874,360 千円	39,821 千円	803,085 千円	3,124,207 千円	2,409 千円
前年比	140 人	168,060 千円	104,652 千円	315 千円	102,593 千円	375,620 千円	33 千円

(6) 会計年度任用職員の人数と初任給（各年4月1日現在）

年度	区分	人数	主な職種
令和7年度	フルタイム	331 人	保育士（月額） 219,100 円
	パートタイム(月額)	190 人	一般事務（月額） 189,000 円
	パートタイム(時間額)	642 人	事務補助（月額） 186,700 円
計		1,163 人	

※パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間に応じて給料等が割落とします。

(7) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当（各年4月1日現在）

年度	区 分	福 島 市		福 島 県	
令和6年		期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	6 月 期	1.225月分	1.000月分	1.225月分	1.000月分
	1 2 月 期	1.225月分	1.000月分	1.225月分	1.000月分
	計	2.45月分	2.00月分	2.45月分	2.00月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有		有	
令和7年		期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	6 月 期	1.250月分	1.050月分	1.250月分	1.050月分
	1 2 月 期	1.250月分	1.050月分	1.250月分	1.050月分
	計	2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有		有	
前年比		期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	6 月 期	0.025月分	0.050月分	0.025月分	0.050月分
	1 2 月 期	0.025月分	0.050月分	0.025月分	0.050月分
	計	0.05月分	0.10月分	0.05月分	0.10月分

②退職手当（各年4月1日現在）

年度	区分	福 島 市		福 島 県	
令和6年		自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
	支 給 率				
	勤 続 2 0 年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最 高 限 度 額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
令和7年	退職時特別昇給	無		無	
		自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
	支 給 率				
	勤 続 2 0 年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
前年比	最 高 限 度 額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
		自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
	支 給 率				
	勤 続 2 0 年	0.0月分	0.0月分	0.0月分	0.0月分
	勤 続 2 5 年	0.0月分	0.0月分	0.0月分	0.0月分
	勤 続 3 5 年	0.0月分	0.0月分	0.0月分	0.0月分
	最 高 限 度 額	0.0月分	0.0月分	0.0月分	0.0月分

③その他の手当（令和7年4月1日現在）

扶 養 手 当	・配偶者（給料表7級以下）	月額	3,000円
	・子	月額	11,500円
	・その他の扶養親族（給料表7級以下）	月額	6,500円
	・その他の扶養親族（給料表8級）	月額	3,500円
	・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算。		
住 居 手 当	・借 家	限度額月額	28,000円
通 勤 手 当	・交通機関利用の場合	限度額月額	39,160円
	・交通用具使用の場合、通勤距離に応じて	月額	4,000円～19,500円
時間外勤務手当 (令和6年度)	支 給 総 額		759,065千円
	職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額		381,248円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		26.3%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度)		74,517円
	手 当 の 種 類		19種
	代表的な手当の名称	・市税等事務従事手当・防疫作業手当・清掃作業手当	
		・特殊自動車運転手当・社会福祉業務手当・児童福祉業務手当 ・消防業務手当・交替制勤務手当・高所作業手当・公衆衛生業務手当	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間の状況

①一般の職員の勤務時間等

1週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分（午前8時30分から午後5時15分まで）

※労働基準法第32条及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定しています。

※令和6年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、12.5時間であり、令和5年度に比べて、0.2時間減少しました。

②一般の職員の休日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※勤務する施設等の業務時間等により勤務時間や休日異なる場合があります。

（２）休暇制度の概要等

職員の休暇は、法律及び国や県の制度に準じ、年次有給休暇・病気休暇・介護休暇・特別休暇が設けられており、それぞれの概要は次のとおりです。

①年次有給休暇

労働基準法第39条の規定により与えられる有給の休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.0日であり、令和5年と比べて、0.2日増加しています。

②病気休暇

勤労意欲があっても負傷又は疾病により勤務することができない職員に対して、医師の診断に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 13 条）。

③介護休暇

職員の配偶者又は子及び職員又は職員の配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むことについて支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条）。

④特別休暇

結婚、出産や忌引き等の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 14 条）。

5 職員の休業に関する状況

（1）育児休業等の取得状況

①育児休業

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。休業期間の給与は支給されません。

令和 6 年度に育児休業を新規に取得した職員は 89 名（男 58 名、女 31 名）であり、令和 5 年度に比べ 11 名増加しています。

また、令和 6 年度育児休業をすることができることとなった女性職員に占める育児休業新規取得者の割合は 100.0%、同じく男性職員の育児休業新規取得者の割合は 98.3%となっています。

②部分休業

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しない制度です。休業期間の給与は減額されます。

令和 6 年度に部分休業を新規に取得した職員は 11 名（男 0 名、女 11 名）であり、令和 5 年度と同数となっています。

（2）配偶者同行休業の取得状況

令和 6 年度に配偶者同行休業を取得した職員はいませんでした。

6 職員の分限及び懲戒の状況

（1）分限処分の状況

職員が病気などにより勤務に堪えない場合等に行われる分限処分（免職、休職、降任、降給）を、令和 6 年度は 112 件行いました。

(2) 懲戒処分状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行った場合に行われる懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を、令和6年度は4件行いました。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第35条及び福島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により、職員は、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとされております。令和6年度に承認を得た職員は延べ958人でした。

(2) 営利企業等の事務従事の許可の状況

地方公務員法第38条第1項の規定により、職員は、任免権者の許可を受けなければ、営利企業等に從事してはならないこととされております。令和6年度における許可件数は68件でした。

(3) 他の団体の事務従事の許可の状況

福島市職員服務規程第25条等の規定により、職員は、国、県、市等他の公共団体その他公共的団体の事務に従事する場合は、任命権者の許可を受けなければならないこととされております。令和6年度における許可件数は209件でした。

8 職員の退職管理の状況

退職時の職	退職年月日	再就職先名	役職名	再就職日
政策調整部長	令和7年3月31日	公益財団法人福島市振興公社	理事長	令和7年6月20日
議会事務局長	令和7年3月31日	公益財団法人福島市振興公社	古関裕而記念館館長	令和7年4月1日
財務部管財課主任主査 【監査委員事務局長】	令和7年3月31日	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	腰の浜会館館長	令和7年4月1日
総務部付部長（福島県後期高齢者医療広域連合派遣）	令和7年3月31日	社会福祉法人福島福祉施設協会	渡利児童センター所長 兼わたりふれあいセンター所長	令和7年4月1日
建設部長	令和7年3月31日	福島県北森林組合	専務理事	令和7年6月20日
監査委員事務局主任主査 【会計管理者】	令和7年3月31日	職業訓練法人福島職業訓練技能協会	事務局長	令和7年4月1日
健康福祉部生活福祉課主任主査 【農業委員会事務局長】	令和7年3月31日	一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター	理事	令和7年4月1日
都市政策部交通政策課主任主査 【財務部次長（税務担当）】	令和7年3月31日	一般社団法人福島市医師会	参与	令和7年4月1日
都市政策部長	令和7年3月31日	株式会社福島まちづくりセンター	代表取締役社長	令和7年6月23日

※役職定年により退職時に管理職職員以外の職員であった場合は、【】内で管理職職員として最終の職を記載。

9 職員の研修の状況

研修課程		研修対象者	日数等	受講者数
一般研修	新規採用職員研修	令和6年度新規採用職員	2日	55
	新規採用職員研修(10月)	令和6年度新規採用職員	1日	6
	新規採用職員フォロー研修	令和6年度新規採用職員	2日	59
	新任係長研修	新任係長職の職員	2日	48
	新任課長補佐研修	新任課長補佐職の職員	1日	23
	新任課長研修	新任課長職の職員	2日	32
	選択研修1	採用2, 3年目の主事職・副主査職	1日	140
	選択研修2	採用5, 6年目の職員	半日	162
	選択研修3	主査職昇任1, 2年目の職員	1日	115
	選択研修4	係員職の希望者	1日	31
	10年目職員研修	採用10年目の職員	1日	81
	技能労務職員研修	技能労務職の職員	半日	71
	ふくしま自治研修センター研修	研修毎の該当職員	1～4日	321
特別研修	メディアトレーニング研修	新任課長職	半日	16
	コンプライアンス講座	年度内に30、40、50歳に到達する職員	動画	159
	ハラスメント防止講座	年度内に30、40、50歳に到達する職員	動画	159
	性の多様性講座	全職員	動画	—
	交通安全研修(圏域合同)	公用車を運転する職員等	半日	513
	普通救命講習	令和6年度新規採用職員(消防職・保育職を除く)	2時間	42
	世代継承塾	課長補佐職	紙上	31
	新規採用職員指導者等研修	新規採用職員の係長・指導員(消防職を除く)	動画	28
	人事評価制度「評価者等」研修	新たに評価者・評価補助者となる職員	半日	48
	人事評価制度「被評価者」研修	令和6年度新規採用職員・会計年度任用職員	1時間	139
	女性キャリアアップ応援セミナー	新任係長職の女性職員	半日	6
	政策課題研修(圏域合同)	副主査職・主査職	7か月	4
	BPR研修	所属長・係長職の職員	半日	117
	発達障がい理解とサポート研修	係長職以上の職員	半日	63
	60歳以後の働き方研修	役職定年・再任用となる職員	半日	28
	会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	半日	74
	その他の特別研修	該当職員ほか	半～1日	567
派遣研修	自治大学校	研修毎の該当職員	17～70日	4
	国土交通大学校	研修毎の該当職員	3～8日	3
	東北自治研修所	研修毎の該当職員	24～31日	2
	市町村アカデミー	部局推薦職員	5～11日	18
	その他の派遣研修	該当職員ほか	1～7日	80
自己啓発	大学院研修	応募職員	1年度	1
	資格取得	取得職員	1年度	9
	通信教育研修	応募職員	2～4ヵ月	8
合 計				3,263

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 主な健康管理事業

項 目	対象者・検査項目	実施月・受診者数等
① 定期健康診断	【対象】 市長部局等職員(水道局を除く) (人間ドック受診者を除く) 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・胸部X線・血液検査・心電図検査・聴力検査 ・視力検査・医師による問診・胃がん検診・眼底検査・大腸がん検査 (29歳以下は胃がん検診・眼底検査・大腸がん検査を除く)	【実施月】 令和6年7月～9月 【受診者】 1,532人(再任用・会計年度任用職員を除く)
② 現業職員検診	【対象】 現業職員のうち人事課で指名した職員(会計年度任用職員を含む) 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査・聴力検査 ・視力検査・医師による問診	【実施月】 令和7年1月～2月 【受診者】 111人
③ 腰痛健診	【対象】 保育所等職員及び調理職職員(会計年度任用職員を含む)を隔年で実施 【検査内容】 腰椎部X線・医師による診察・既往歴および業務歴の有無調査	【実施月】 令和6年12月 【受診者】 135人
④ 情報機器作業 従事職員検診	【対象】 情報機器ガイドラインの作業区分「作業時間または作業内容に相当程度 拘束性があると考えられるもの」または上記以外で自覚症状を訴える者 (会計年度任用職員を含む) 【検査内容】 遠見近見視力検査・眼位検査・調整機能検査・問診・医師による問診	【実施月】 令和6年10月 【受診者】 125人
⑤ 雇入時 健康診断	【対象】 新規採用職員 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・胸部X線・血液検査・心電図検査 ・聴力検査・視力検査・医師による問診	【実施月】 令和6年4月・10月 【受診者】 61人
⑥ 破傷風 予防接種	【対象】 クリーンセンター、維持補修センター、下水道建設課、下水道管理センター、ごみ減量 推進課、公園緑地課に新たに配置となった職員(会計年度任用職員を 含む)	【実施月】 令和6年5月～6月 【受診者】 延べ13人
⑦ 人間ドック	【対象】 40歳以上の福島県市町村職員共済組合員 (予算の範囲内で受診者数を決定、自己負担有) 【検査内容】 日帰りドック(婦人がん検診を含む)	【実施月】 令和6年6月～12月 【受診者】 551人

(2) 福島市職員共助会の事業

福島市職員共助会を条例に基づき設置し、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、士気の高揚や仕事を進めていく上で必要な職員相互の連帯感の醸成につながる事業を実施しています。

事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)掛金と市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金によりまかなわれています。

なお、原則として給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金は「地方公務員法が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

令和6年度(決算)

会員数		2,172 人（令和7年4月1日現在）
会員（職員）掛金	金額	52,413 千円
	掛金率	給料月額×6／1,000

市交付金		8,420 千円
事業内容	給付事業	会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝い金、見舞金等を給付する。
	体育・文化事業	スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等の費用の一部を助成する。
	施設事業	食堂施設の運営について費用の一部を助成する。

(3) 公務災害補償

公務中や通勤中に災害が発生し職員が負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金等から一定の補償がされます。令和6年度において、公務上の災害及び通勤災害は28件発生しています。

11 公平委員会の業務の状況について

公平委員会は、地方公共団体職員の身分及び権利を保障するために市町村等に設置される、公正・中立な第三者的人事機関です（地方自治法第180条の5第1項第3号、地方公務員法第7条）。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の件数 0件
- (2) 不利益処分に関する不服申立の件数 0件
- (3) 職員の苦情申立の件数 1件